

※郵送は当日消印有効

▶選考方法：小論文など ※選考結果は、7月下旬までに応募者全員に通知します。

☎ 伊奈庁舎地域推進課（内線 1302）

✉ chiiki01@city.tsukubamirai.lg.jp

第16回つくばみらい 市民ゴルフ大会参加者募集

▶日程：7月7日(月) ※雨天決行

▶場所：筑波カントリークラブ（高岡830 - 2）

▶競技方法：18 ホールストロークプレー（新ペリア方式）

▶参加資格：市内在住または在勤の方

▶定員：180人（先着順）

▶参加費：3,000円（当日に納入、別途プレー費1万6,000円（食事代別））

▶申込期間：6月2日(月)～13日(金) 午前9時～午後5時（土・日を除く）

▶申込方法：生涯学習課スポーツ推進室にある申込用紙に必要事項を記入のうえ、ご提出ください。

▶主催：つくばみらい市スポーツ協会ゴルフ部

※集合時間や組み合わせなどについては、後日ご連絡します。

☎ 大会事務局担当：田口 〆 090 - 8875 - 8428

「あさのいち」のフリー マーケットに出店しませんか？

みらい平コミュニティセンター supported by 成島建設では、毎月第1土曜日にみらい平どんぐり公園で開催する「あさのいち」にフリーマーケットを出店しています。今回は、7月5日(土)に出店を希望する方を募集します。詳しくはホームページをご覧ください。

▶受付期間：6月7日(土)～22日(日)

☎ みらい平コミュニティセンター supported by 成島建設 〆 0297 - 38 - 7240

手続き・申請

景観に関する届出を 忘れずに！

本市では、「つくばみらい市景観条例」および「つくばみらい市景観計画」を定め、市内全域を景観計画区域として、良好な景観形成に取り組んでいます。

市内で行われる建築・開発行為などは、行為着手前に景観計画との適合審査を受ける必要があります。事業者の方は、景観法・景観条例に基づき、行為の届け出の30日前（行為着手の60日前）までに事前協議申出書を提出してください。詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎ 谷和原庁舎都市計画課（内線 5103）

児童手当現況届・変更届の 提出をお忘れなく！

令和4年から現況届の提出は不要となりましたが、一部の方はお手続きが必要です。現況届の提出が必要な方には、6月に案内を送付します。なお、現況届の提出がない場合は、令和7年8月分以降の児童手当が受給できなくなりますので、必ずご提出ください。また、児童手当の届出の内容に変更があった場合は、その都度、変更届の提出が必要です。詳しくは市ホームページをご覧ください。

■現況届の提出が必要な方の例

○令和6年10月の児童手当制度改正により、令和7年度に19歳～22歳になる学生ではない子を多子加算カウント対象児童として届出している方

○離婚協議中に児童手当の認定請求を行い、現在も離婚が成立していない方

○DVなどにより避難しており、住民基本台帳上の住所が本市ではない方

○市から提出の案内があった方

■変更届の提出が必要な方の例

○離婚協議中に児童手当の認定請求を行い、その後離婚が成立した方

○加入する公的年金が変更となった方

○配偶者、児童と別居となった方

☎ 伊奈庁舎みらいこども課（内線 4201）

農業委員会 各種申請

6月の農地法に基づく許可申請の受付期間は下記のとおりです。

▶受付期間：6月23日(月)～25日(水)

※定例総会は7月10日(木)の予定です。

☎ 谷和原庁舎農業委員会事務局（内線 6301～6302）

木造住宅の耐震診断・ 耐震補強を支援します

令和6年能登半島地震により、石川県能登地方を中心に、古い木造住宅の全壊や一部損壊の被害が多く確認されました。本市では、地震に強いまちづくりを推進するため「木造住宅耐震診断士派遣事業」と「木造住宅耐震補強工事の補助事業」を実施します。※昭和56年6月1日以降に増築などを行っている場合、対象にならないことがあります。

■木造住宅耐震診断士派遣事業

耐震補強を促進するために、耐震診断士を派遣して、木造住宅の耐震診断を行う事業です。

▶申込要件：昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された木造住宅 など

▶耐震診断費：無料

▶申込期間：6月2日(月)～8月29日(金) 午後5時15分

▶受付予定件数：3件 ※予定件数に達した時点で終了

■木造住宅耐震補強工事の補助事業

地震発生時、木造住宅の倒壊などによる被害を防止するため、木造住宅の耐震改修工事などの費用を補助する事業です。補助を受けるためには、工事前に申請が必要です。

▶申込要件

○昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された耐震性のない木造住宅

○工事は市内に営業所などがある業者が行うこと

○工事は令和8年3月末までに完了すること など

▶補助額：耐震改修工事に要する費用の5分の4（上限115万円）

※「【リ・バース60】耐震改修利子補給制度」を利用する場合：耐震改修工事に要する費用の5分の2（上限57万5千円）

※「【リ・バース60】耐震改修利子補給制度」とは、住宅金融支援機構の【リ・バース60】により耐震改修のための融資を受ける際に、国が金利負担を軽減する制度です。

▶申込期間：6月2日(月)～8月29日(金) 午後5時15分

▶受付予定件数：1件

※予定件数に達した時点で終了

☎ 谷和原庁舎住まい開発政策課（内線 5402）

お知らせ

募集

手続き・申請

相談

イベント